

## 公益財団法人東京しごと財団における令和3年度事業の公募について

### 1 総則

以下に示す事業の企画競争の実施については、この文書及び募集要項によるものとする。

### 2 募集事業名

ソーシャルファームに係るセミナー等の実施・運営

公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という。）では、ソーシャルファーム（注）の都内への普及を目的として、ソーシャルファームの創設・運営を検討している事業者及びソーシャルファームに関心のある方などを対象に、ソーシャルファームの実例や支援策、就労困難者の雇用、企業の経営力向上等に係るセミナー・説明会・見学会を実施する。

（注）ソーシャルファーム

「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（令和元年12月25日東京都条例第91号）第10条で規定する「事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業」をいう。

### 3 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 4 仕様内容及び予算額

募集要項による。（仕様説明会動画公開日にビジネスチャンス・ナビ2020にてデータを掲載）

※参加申請にあたっては、ビジネスチャンス・ナビ 2020（以下、「ナビ」という。）への事前登録が必要です。詳細は以下7を参照。

### 5 運営方法

本事業は、財団が東京都と連携して実施するもので、実施にあたって、財団から民間事業者に委託する。

### 6 応募資格

受託民間事業者は、以下の要件を全て満たしていることが必要である。

- 1 法人格を有すること。
- 2 障害者、生活困窮者、ひとり親など就労に困難を抱える方の就労支援について一定の事業実績があること。
- 3 ソーシャルファームに関する情報収集を含め、本事業を実施するために必要な人材体制の確保が可能であること。
- 4 法令等を遵守していること。
  - （1）企画提案申込み時において職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から

5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画提案申込み時までには是正を完了しているものを除く。ただし、委託者の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから2年を経過していること。)

- (2) 労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 企画提案申込み時から過去2年間において、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。
- (4) 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。
- (5) 企画提案申込み時から過去1年間に財団又は東京都等との委託契約等における契約違反がない者
- (6) 事業対象者又は事業対象者を雇い入れた事業主と通謀して、就職又は職場定着を仮装する事実等、偽りその他不正の行為により委託費の支給を受けようとし、又は受けた事実がないこと。
- (7) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)別表1号に該当するとして(事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でない者

※東京都暴力団排除条例

[http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki\\_honbun/g101RG00004199.html](http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html)

※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

[http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20180718101352\\_1.pdf](http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20180718101352_1.pdf)

5 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 会社更生法による更正手続開始の申立てをした者(債権者を除く)、又は更正手続開始の申立てをされた者。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者(債権者を除く)、又は申立てをされた者。
- (3) 破産法に基づく破産手続の申立てをした者(債権者を除く)、又は同破産手続の開始決定を受けた者。
- (4) その他会社法に基づく特別清算の開始等、経営状態が不健全であることが明らかになった者。

6 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

- (1) 当該契約を締結する能力を有さない者(未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く)及び破産者で復権を得ない者
- (2) 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする)
  - ア 契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

- オ 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
  - カ 入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者
  - キ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 7 法人の採用選考に当たっては、公正な採用選考を行っていること。
  - 8 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと。
  - 9 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
  - 10 次の事項に該当しない者であること
    - (1) 添付書類に虚偽の事実を記載した者
    - (2) 仕様説明会動画を閲覧していない者
    - (3) 仕様説明会動画の閲覧者と企画提案に参加する者が同一でない者

## 7 仕様説明動画の公開

事業名	公開日時	実施場所
ソーシャルファーム支援事業	令和3年1月27日(水) 13時00分～16時00分 ※動画再生時間は1時間程度を予定	YouTube ※当日12時00分までにナビ上に専用URLおよび資料データを掲載予定 (YouTubeへの会員登録不要)

仕様説明動画の閲覧にあたっては、ナビ (<https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>) 上に掲載されている「仕様説明動画 閲覧申込書」に記入の上、1月26日(火)17時までにナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。

## 9 契約情報の公表

本契約が東京都指導のもと公表対象となる場合(契約金額250万円以上)、受託者は契約情報の公表に同意すること。公表に同意しない場合は契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。

## 参考 事業者選定までのスケジュール

1/12(火)～1/26(火)	公示期間(仕様説明動画閲覧の申込み)
1/27(水)	仕様説明会動画の公開
1/27(水)～2/2(火)	仕様書及び企画提案募集要項等に関する質問受付期間
2/4(木)	質問への回答
2/8(月)	企画提案参加希望書類提出期限
2/9(火)	書面審査の結果通知(書面審査合格者のみ)
2/17(水)	企画提案申請書類提出期限
2/25(木)	企画提案事業の説明(プレゼンテーション)

3月初旬

受託予定者（契約内定者）決定の通知

※ 本予定は変更される場合がある。

## 【問い合わせ先】

（公財）東京しごと財団総務課経理係

電話 03-5211-2308 メールアドレス [nyusatsu@shigotozaidan.or.jp](mailto:nyusatsu@shigotozaidan.or.jp)

なお、本事業の内容等に関する質問は、令和3年1月27日16時以降を質問受付期間とし、事前の電話等による質問には、一切応じない。